

殺人被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、被告人が、平成28年8月9日未明、被告人方において、妻（当時38歳）に対し、殺意をもって、その頸部を圧迫して窒息死させた、とされる事案。

1審判決、原判決及び争点

- ◇ 1審において、前記日時に被告人方で妻が頸部圧迫により窒息死したことに争いはなかったが、それが、被告人が妻の頸部を圧迫したことによるのか、妻が首をつって自殺したことによるのかという、事件性が争点となった。

1審判決は、寝室のマットレスの尿斑等から、被告人が寝室で妻の頸部を圧迫して窒息死させたことが推認され、妻が自殺したとすれば、妻の額の挫裂創からの出血による被告人方内の血痕の付着範囲が限られていることの説明が困難であるから、自殺の可能性は抽象的であって前記推認を妨げないとして、被告人を懲役11年に処した。

- ◇ 被告人が控訴し、原審において、1審判決が上記の血痕の付着範囲の不整合を認定したのは不意打ちであるとして訴訟手続の法令違反を主張したほか、1審に引き続き、妻は自殺したものであるとして事実誤認を主張した。

原判決は、1審の訴訟手続に法令違反はないとした上で、1審判決が上記の血痕の付着範囲の不整合を認定した点は是認できないものの、妻の手や顔に、自殺したとすれば存在するはずの血痕等が存在しないから、自殺の主張は殺人の事実合理的な疑いを差し挟むものではないなどとして、1審判決の結論は相当であり事実の誤認はないとして控訴を棄却した。

- ◇ 被告人が上告し、当審において、憲法違反、判例違反、訴訟手続の法令違反、事実誤認を主張している。